「中間とりまとめ」の取組状況

令和6年8月 農産局

農林水産省

<u>I はじめに</u>

Ⅱ 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1)農業機械の安全性能の強化
 - (2) 安全性検査制度の見直し
 - (3) 法令で定められた対応の徹底
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - (1)農地、農道の安全対策
 - (2) 農業施設等における安全対策

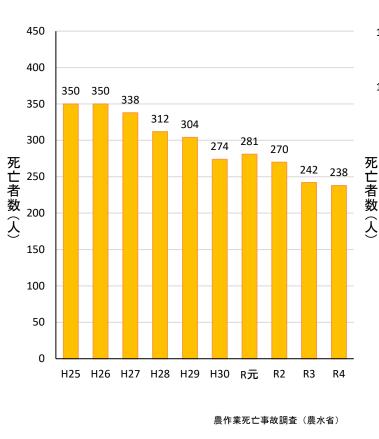
Ⅲ 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - (1) 事故事例に関する研修の充実・強化
 - (2) クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - (1) 農作業安全推進協議会等の設置推進
 - (2) 農業者の積極的な取組紹介の強化

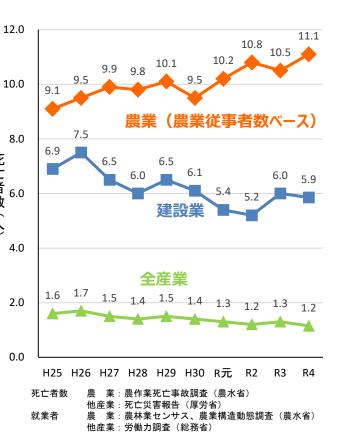
令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果① (概要)

- 令和4年の農作業事故死亡者数は238人であり、前年(令和3年)と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.1人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 〇 年齢別にみると、<u>65歳以上の高齢者の割合が86%</u>と極めて<u>高い水準で推移</u>。

農作業事故死亡者数の推移

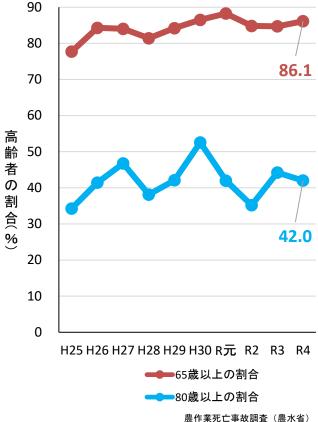


就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



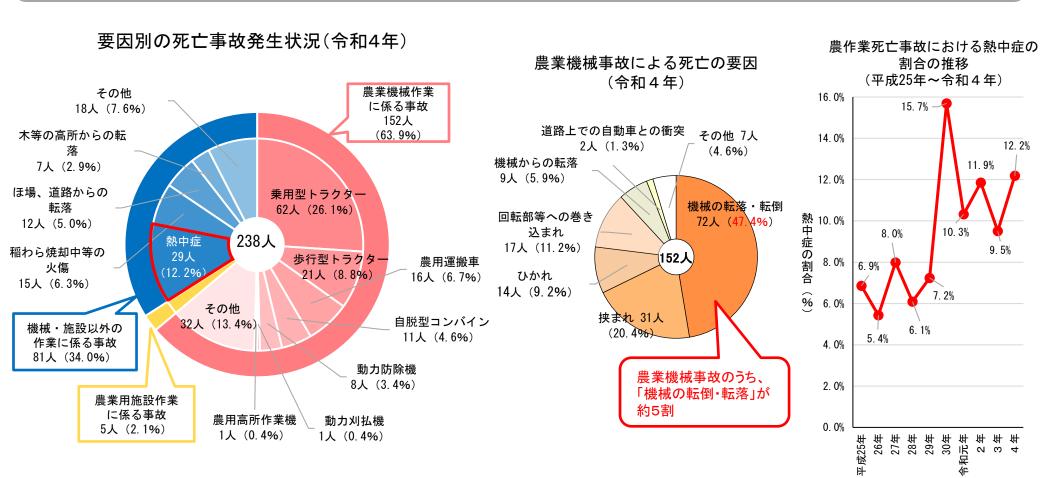
(注) 就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

死亡者における高齢者の割合



令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果②(要因別分析)

- 〇 農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が152人(全体の63.9%)と高い状態が継続。
- 〇 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、<u>「機械の転落・転倒」が72人(機械事故の47.4%)と約半数</u>を占めている。
- 〇 機械・施設以外の作業に係る事故では<u>「熱中症」が29人(全体の12.2%)</u>と最も多く、農作業死亡事故に占める 割合も増加傾向にあることから、機械作業対策に加えて、熱中症対策の強化が必要。



農作業安全対策の強化に向けて 中間とりまとめ(令和3年5月 農作業安全検討会)

I はじめに

Ⅱ 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1)農業機械の安全性能の強化
 - (2) 安全性検査制度の見直し
 - (3) 法令で定められた対応の徹底
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - (1)農地、農道の安全対策
 - (2) 農業施設等における安全対策

Ⅲ 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - (1) 事故事例に関する研修の充実・強化
 - (2) クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - (1) 農作業安全推進協議会等の設置推進
 - (2)農業者の積極的な取組紹介の強化

- 〇 農研機構が行う農業機械の安全性検査制度の見直しに係る基本的な事項は、農作業安全検討会の下に設置した安全性検査制度検討部会で議論。
- 〇 本年7月8日に第6回安全性検査制度検討部会を開催し、<u>主に令和7年度以降の安全性検査制度の運用案に</u> ついて検討。

安全性検査制度検討部会 開催要領

令和3年6月 令和6年6月改訂 農林水産省

1 趣旨

農作業安全検討会において令和3年5月にとりまとめられた「農作業安全対策の強化に向けて(中間とりまとめ)」(以下「中間とりまとめ」という。)を踏まえ、「農作業安全検討会 開催要領」2の(3)の規定に基づき「安全性検査制度検討部会」(以下「検討部会」という。)を設置し、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構が実施する安全性検査の受検率の向上等を図るため、現行制度の見直しに向けた検討を行うこととする。

2 構成

- (1)検討部会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2)検討部会は必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。

3 運営

- (1)検討部会の議事並びに議事録及び資料は、非公開とする。
- (2) 検討部会における検討結果等は農作業安全検討会に報告するものとする。

安全性検査制度検討部会 委員名簿

川口 尚 (一社)日本農業機械工業会 常務理事

木下 武志 株式会社クボタ 機械統括本部 機械業務部長

清川 智男 井関農機株式会社 開発統括部 認証グループ長

紺屋 秀之 (国研)農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グ

ループ長補佐

齋藤 剛 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 新技術安

全研究グループ 部長

坂本 俊憲 ヤンマーアグリ株式会社 品質保証部 部長

田中 啓晶 三菱マヒンドラ農機株式会社 技術本部 開発管理部 認証課・

課長

手島 司 (国研)農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グ

ループ長

長冨 祥徳 株式会社サタケ 調製機事業本部 営業企画・サービス課長

藤盛 降志 (一社)日本農業機械化協会 専務理事

松澤 圭介 株式会社ショーシン 技術部 部長

(オブザーバー)

経済産業省 製造産業局 産業機械課

(敬称略、50音順)

(参考) 新しい安全性検査制度の基本的な枠組み (令和3年12月21日 第5回農作業安全検討会で確認)

- 〇 令和3年8月、11月に行われた制度検討部会での議論を経て、新しい安全性検査制度における対象機種や開始時期 などを定めた「新しい安全性検査制度の基本的な枠組み(案)」を作成し、第5回農作業安全検討会で確認。
- 〇 これに沿って、特に検討に時間を要する各対象機種の安全装備検査基準を中心に、日農工(農機メーカー)、農研機構、農水省で検討を重ねてきたところ。

1 検査手続きの簡素化等

1 対象機種

- <u>乗用型トラクター、歩行型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機</u>は、順次、安全装備検査基準を個別に検討した上で実施。
- <u>スピードスプレヤー (SS) については</u>、別途分科会を立ち上げた 上で必要な安全対策を検討。

2 開始時期

• 乗用型トラクターの新基準の適用時期である<u>令和7年4月と整合</u>させることとし、その間は現行制度を継続する。

3 書面審査

- 安全性検査の合否の判断を、<u>実機検査に代えて書面で行う</u>。 (ただし、依頼者が実機検査を希望する場合はこれも認める)
- 書類や申請手続きを簡素化する。

4 製品アセスメント

• <u>検査実績が十分ではない機種</u>は、対象機種から一旦除外した上で、 安全性能を評価及び公表する<u>「製品アセスメント」を行い、市販</u> <u>機種の安全水準を関係者に広く明らかに</u>した上で、対象機種への 移行を進める。

2 わかりやすさの向上・検査基準の明確化

- 新証票はシンプルなデザインとし、一般公募を通じて決定。
- 「安全装備検査基準」、「先進安全装備リスト」等の新基準は2019 年基準を基本に検討。
- 基準の明確化に向けた勉強会の開催、基準適合・不適合事例の共有。

3 購買行動対応の強化

- WEB、パンフレットにおける合格証票の表示ルールを統一。
- 検査合格機を対象とした保険料の割引について事業者と協議。

4 その他(検査結果の有効期限)

• 旧基準合格機に対する証票貼付は、新基準適用開始後3ヶ年を限度。

(参考) 今後更に検討が必要な事項

- ① 量産直前の受検
- ② 年度末・年度当初に受検の申込みができない期間の短縮化
- ③ 事後検査の具体的手法等
- 4 製品アセスメントの1機種目の選定
- ⑤ 書面審査の様式・添付書類及び検査手数料の水準
- ⑥ 基準の明確化に向けた勉強会の開催手法、基準不適合事例の共有 手法
- ⑦ 検査証票の効果的な周知方法

新しい安全性検査制度における安全装備基準適用時期等 (まとめ)

- 〇 新しい安全性検査制度における新基準は、<u>乗用型トラクター等5機種を対象として令和7年度より適用</u>。また、 旧基準の合格機への合格証の貼付は令和9年度を限度とする。
- 〇 令和7年度以降、新基準が設定されない機種については、製造メーカー等の求めに応じて、<u>(国研)農研機構</u> が行う「一般性能試験」において旧基準等に基づく安全装備の状況を確認することも可能とする。

機種	~令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~
乗用型トラクター		<mark>新基準</mark> (シートベルト!	マインダ、インタ・	ーロック機能等の追	i da
歩行型トラクター		新基準		(自動速度けん制	装置等の追加)
自脱型コンバイン		新基準		(インターロック	機能等の追加)
乗用型田植機		新基準		(インターロック	機能等の追加)
乾燥機(穀物循環型)	旧 基準	<mark>新基準</mark> (昇降用はしごの	の構造要件等の追加)	
スピードスプレヤー	合格証の貼付は令和9年度まで				新基準 (内容・時期等は検討中)
上記以外の機種			験 (旧基準等に基 の機種は何らか	l I	

- ※1 令和7年度から新基準を適用する5機種は、令和9年度以降に適用される機能を含めて令和7年度に基準を示し、基準適用年度以前から前倒しで受検を行えるようにする。
- ※2 令和7年度以降に適用される新基準については、受験後に基準の変更があった場合、変更前の合格機への合格証の添付は基準変更年度から起算して3年度を限度とする。

^{※3} 上記6機種以外の機種についても、「安全性能アセスメント」等の結果を踏まえて新基準を検討し、可能なものから、順次、新基準を設定するものとする。

安全性検査制度の見直しの進捗状況

〇 農研機構が行う農業機械の安全性検査制度の見直しについては、令和3年12月の第5回農作業安全検討会で確認された「新しい安全性検査制度の基本的枠組み」に沿って、具体化に向けた検討を展開。

新しい安全性検査制度の基本的枠組みの進捗状況

1 検査手続	売きの簡素化等	
	検討項目	進捗状況
(1)対象機種	乗用型トラクター、歩行型トラクター、自脱型 コンバイン、田植機、乾燥機は順次、安全装備検 査基準を個別に検討した上で実施。	・ 令和7年4月より新たな安全装備検査基準の運用を開始予定。 ・ 対象機種は5種(乗用型トラクター、歩行型トラクター、田植機、 コンバイン(自脱型)、乾燥機(穀物循環型))
	スピードスプレヤー(SS)については、別途分 科会を立ち上げた上で必要な安全対策を検討。	・ 令和9~11年に、SSを新たな安全装備検査の対象とするよう、検討会において議論中。・ 詳細は、スライド13で説明。
(2)開始時期	乗用型トラクターの新基準の適用時期である令和7年4月と整合させることとし、その間は現行制度を継続する。	・ 左記の通り進行中。
(3)書面審査	安全性検査の合否の判断を、実機検査に代えて 書面で行う。(ただし、依頼者が実機検査を希望 する場合はこれも認める)	議論の中で、書面審査の全面適用は困難という結論。今後の方向性を議論済。詳細は、スライド14で説明。
	書類や申請手続きを <mark>簡素化</mark> する。	・ 書面審査の方向性と合わせて検討済。・ 詳細は、スライド14で説明。
(4) 製品アセ スメント	検査実績が十分ではない機種は、対象機種から 一旦除外した上で、安全性能を評価及び公表する 「製品アセスメント」を行い、市販機種の安全水 準を関係者に広く明らかにした上で、対象機種へ の移行を進める。	 ・ 令和4~5年度に農水省の委託事業にて農用運搬車に係る安全性 能評価基準の策定、供試機の評価を実施、公表済。 ・ 令和6年度からは、農用高所作業機に係る同様の取組を実施。 ・ 詳細は、スライド18で説明。

2 わかりやすさの向上・検査基準の明確化	
検討項目	進捗状況
新証票はシンプルなデザインとし、一般公募を通じて決定。	・ 既存の他のデザインと類似することを回避するため、専門家(デザイナー)へ発注済み。・ 詳細は、スライド16で説明。
「安全装備検査基準」、「先進安全装備リスト」等の新基準は 2019年基準を基本に検討。 ※ 先進安全装備リストとは、基準では求めないが安全に作業を行う上で 効果があると認められた機能・装備のリスト	「安全装備検査基準」は、2019年基準を基本に、農研機構・農機メーカーと協議を重ね、ほぼ固まった状態。「先進安全装備リスト」は、検査数やメーカーからの要望に応じて検討の上、都度追加。
基準の明確化に向けた勉強会の開催、基準適合・不適合事例の共有。	 農研機構は、安全装備検査基準に係るQ&Aや判定事例を公表し、 都度更新。 ※まずは、令和6年度中に、安全キャブ・フレーム検査での判定事例を公開する予定。 安全装備検査において、基準や判定に疑義が生じた場合に備え「適合・不適合確認テーブル」、「基準等調整テーブル」を導入。
3 購買行動対応の強化	
WEB、パンフレットにおける合格証票の表示ルールを統一。	 原則、合格証票は各メーカーHP(各型式の紹介ページのトップページ等)やパンフレット(表紙等)の見やすい位置に合格証票を掲載。 農水省は、これを「原則ルール」として実施することに向け、関係機関と調整予定。
検査合格機を対象とした保険料の割引について事業者と協議。	JA共済では、令和5年1月より、自動車共済において安全性検査に合格した型式について、共済掛金を9%割引としている。令和7年4月以降は安全性検査の対象機種から外れる機種については、一般性能試験で対応し、同様の割引を適用。(調整中)
4 その他(検査結果の有効期限)	
旧基準合格機に対する証票貼付は新基準適用開始後3ヶ年を限度。	・ 左記の通り。旧基準合格機に対する証票貼付は令和10年3月まで。

安全性検査制度の見直しの進捗状況(続き)

(参考)今後更に検討が必要な事項	
検討項目	進捗状況
① 量産直前の受検	 依頼者が、市販化前生産機と市販機における同一性を確保できるものについては、市販化前生産機での受検を認める。 ※市販時期、合格後の農研機構HP公表可能時期が明確な型式に限る。 詳細は、スライド14を参照。
② 年度末・年度当初に受検の申込みができない期間の短縮化	事務処理期間の短縮化をするなどにより2週間程度にすることとする運用を行う。
③ 事後検査の具体的手法等	農研機構が必要と認める場合において、安全性検査に合格した型式に対し、随時、事後調査を実施する。詳細は、スライド14を参照。
⑤ 書面審査の様式・添付書類及び検査手数料の水準	・ 書面審査の検討と合わせて検討した。・ 詳細は、スライド14で説明。

〇 転落・転倒事故や挟まれ事故が多く発生しており、安全装備検査基準の十分な検討が必要なスピードスプレヤー(SS)については、 農作業安全検討会の下に安全性検査基準検討部会スピードスプレヤー分科会を設置して、具体的な対応を検討。

安全性検査基準検討部会スピードスプレヤー分科会 開催要領

令和4年1月 令和4年5月改訂 令和5年4月改訂 令和6年5月改訂 農林水産省

1 趣旨

農作業安全検討会において令和3年5月にとりまとめられた「農作業安全対策の強化に向けて(中間とりまとめ)」(以下「中間とりまとめ」という。)を踏まえ、「農作業安全検討会 開催要領」2の(3)の規定に基づき、「安全性検査基準検討部会スピードスプレヤー分科会」(以下「分科会」という。)を設置し、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構が実施する安全性検査における基準の見直しに向けて、スピードスプレヤーが具備すべき安全性能に関する検討を行うこととする。

2 構成

- (1) 分科会は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2)分科会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴く ことができるものとする。

3 運営

- (1) 分科会の議事並びに議事録及び資料は、非公開とする。
- (2) 分科会における検討結果等は、農作業安全検討会に報告するものとする。

安全性検査基準検討部会スピードスプレヤー分科会 委員名簿

川口 尚 (一社)日本農業機械工業会 常務理事

紺屋 秀之 (国研)農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評 価グループ長補佐

齋藤 剛 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 新技

術安全研究グループ 部長

手島 司 (国研)農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グループ長

藤盛 降志 (一社)日本農業機械化協会 専務理事

松澤 圭介 ㈱ショーシン 技術部 部長

宮原 一昭 (株やまびこ 製品開発本部 開発第四部 開発第三課 主査

湯浅 一康 ㈱丸山製作所 品質ものづくり統括部 技術課長

(オブザーバー) 経済産業省 製造産業局 産業機械課

(敬称略、50音順)

スピードスプレヤー(SS)の安全対策の検討状況

- 〇 令和6年6月に第4回基準検討部会SS分科会を開催し、第3回SS分科会にて示された<u>転落・転倒及び挟まれ対策</u> の安全対策骨子の具体化を議論。
- 〇 <u>SS用ROPSの強度試験</u>について、令和7年度中の基準化を目指し、メーカーと農研機構で研究コンソーシアムを組み、速やかに検証試験等を行う予定。
- 〇 <u>運転者に危害が及ばない構造</u>については、各メーカーで検討していく。
- 枝下空間条件の具体的な算出方法として、「座面から100cm上方までの空間を座面幅にわたって確保する」との 考えをもとに、パンフレット等に記載して現場に周知していく方向で検討。

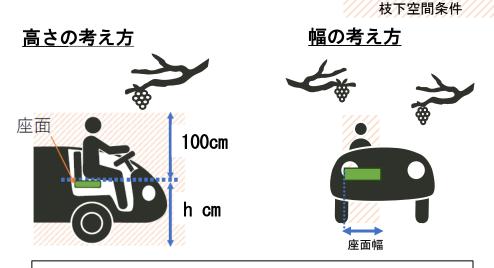
「転落・転倒」安全対策骨子

トラクターのROPS強度試験をベースとした、<u>SSのROPS(安全キャブ・フレーム)強度試験に適合するROPS及びシートベルト(シートベルトリマインダー含む)を装備</u>するという考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

「挟まれ」安全対策骨子

取扱説明書等で使用者に対して、作業道における安全に作業可能な<u>枝下高や枝下の空間条件等(以下「枝下空間条件」という。)を提示</u>する、との考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

当該型式が規定する枝下空間条件を満たさない位置にある 枝等によって<u>運転者に危害が及ばない構造</u>であること、との 考え方を安全装備検査基準に盛り込む。



根拠: ISO/TR 7250-2 2010

技術設計のための基本的な人体測定

-第2部ISO加盟国それぞれの身体測定の統計概要

7.4 日本 表6

4.2.1 男性座高 95パーセンタイル: 96.4cm

安全性検査制度の見直し 書面審査の適用範囲拡大・申請手続きの簡素化等

- 安全性検査の受検率の向上に向け、中間とりまとめにおいて「農業機械メーカーにおける人的・経済的な負担が小さくない」ため、「書類等を(国研)農研機構が審査することで合否を判定する仕組みを導入するなど、検査の適正性は確保しつつ手続きを簡素化するとともに、検査手数料を低減する手法について検討」することとされたところ。
- 農研機構及び農機メーカーとの協議を経て、
 - ① 書面と組み立て後の実機に差異が生じることが避けられない実情を踏まえ、<u>引き続き実機検査を基本とせざるを</u> <u>得ない</u>ものの、<u>実機検査省略の対象範囲の拡大</u>や<u>合格後の構造変更に係る手続きの簡略化、リモート確認手法の導</u> 入等を通じて、負担の軽減を図るとともに、
 - ② 上記の対応を通じて、<u>検査手数料及び農業機械メーカーにおける関係コストの削減</u>を図ることとする。

令和7年4月以降の安全性検査制度 変更点概要

● 量産化前受検

- ✓ 安全装備に係る確認項目について、市販化前生産機と市販機における同一性を確保できるものに限り、量産化前受検を行う。※市販時期、合格後の農研機構HP公表可能時期が明確な型式に限る。
- ✓ 量産化前受検に合格した型式においては、量産された市販機の代表型式の構造調査表の提出を求める。

● 書面審査

(適用拡大)

✓ 代表型式と同等の構造・装備を有する型式は、実機確認を省略し、書面審査のみの実施とする。

(簡略化)

- ✓ 安全性検査(安全装備検査)合格機の構造変更において、安全装備確認項目以外の変更であれば、構造変更届出書の提出を求めない。
- ✓ 安全装備検査におけるタイヤ違いや色・装飾等のデザイン違い等の細かい仕様の変更点については、写真の提出を求めない。
- ✓ 安全装備検査における同一型式の区分違いや実機確認の省略が認められた型式は、CAD図等を写真に代えての書面審査も許容する。

● 検査の簡略化・検査手数料の低減

- ✓ 安全キャブ・フレーム検査において、要件を満たした場合、企業内での立会検査制度を導入する。(機材運搬費等を低減)
- ✓ 安全性検査(安全装備検査)合格機の構造変更において、農研機構が可能と判断した場合、リモート確認(リアルタイム)を導入する。(機材運搬費等を低減)
- ✓ 安全性検査(安全装備検査)合格機の構造変更において、OEM機や実機確認を省略した型式は、検査手数料を減額又は無償とする。

● 事後調査

✓ 農研機構が必要と認めた場合、随時<mark>事後調査を実施</mark>する。主に、<u>量産化前受検で合格した型式、書面審査により実機確認を省略した</u>型式、構造変更のため書面審査とした型式等を対象に実施予定。事後調査の費用はメーカーに求めず、農研機構の経費とする。

令和7年度からの検査受検料減額のイメージ図

- 新たな安全性検査の令和7年度からの検査手数料減額のイメージを以下に示す。
- 〇 書面審査や企業内立ち合い検査、構造変更の実機確認にリモート確認(リアルタイム)などを導入する。

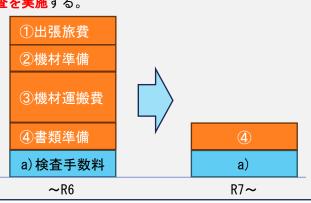
赤字: R7から導入する運用制度



メーカー検査準備費用等 農機研に支払う費用

1. 書面審査(適用範囲拡大)

代表型式及びこれと同等の構造・装備を有する型式が同時に受検しない場合においても省略型式とめられる型式については、実機確認を省略し、書類審査を実施する。



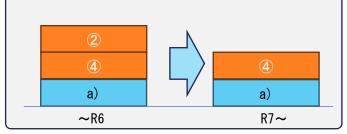
1. 書面審査(<mark>回数減</mark>)

安全装備検査合格機の<mark>安全装備確認項目以外の構造変更</mark>については、都度構造変更届出書の<mark>提出を求めない</mark>。



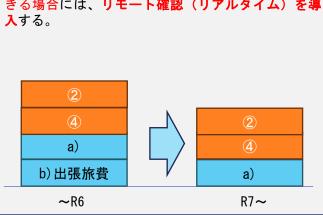
1. 書面審査(簡略化)

安全装備検査における安全性検査依頼書添付資料において、タイヤ違いや色・装飾等のデザイン違いなどの細かい仕様については、写真の掲載を求めないこととする。同一型式の区分違いや実機確認の省略が認められた型式については、外観の4面写真でなくCAD図等も可として、書面審査を実施する。

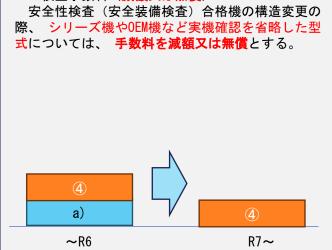


2. 検査手数料(出張経費削減)

安全性検査(安全装備検査)合格機の構造変更等において、変更箇所等の確実な確認が可能と判断できる場合には、リモート確認(リアルタイム)を導入する。

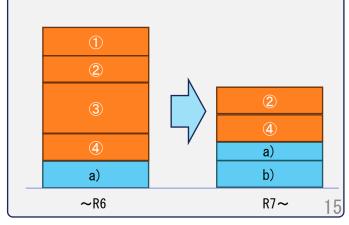


2. 検査手数料(<mark>減額又は無償</mark>)



2. 検査手数料(低減)

安全キャブ・フレーム検査に、企業内での立会い 検査制度を導入(一定条件あり)。



〇 令和7年度からの安全性検査合格証票について以下の意見が挙げられ、農機研から提示された図案の中から選定 することとしたい。

前回までの 検討委員会での意見

- まじめなデザインになりがちだが、キャッチーなもの
- 農業者に関心を持ってもらえる、話題になるもの(例:メーカキャラクタとのコラボ等)
- 農業者がステッカーを欲しいと思いそうな認識しやすいもの
- ・ 旧検査合格証票と一目で違いが分かるようなデザイン

メーカー各社からの 意見

- ・ シンプル (グラデーション無し、使用色少なめ) で印刷に コストのかからないデザイン
- 文字を大きくし、記載事項の視認性を高めたもの
- 楕円は貼付時に水平垂直が取りづらいため、四角形のもの

安全性検査 制度検討部会 での意見

検査基準年を証票に入れるべき



農作業安全検討会委員、メーカー各社からの意見を参考に農機研から提示された図案を一部抜粋、および追記※のキャラクターは、メーカーに追加の有無、自由な差し替えを可とする想定













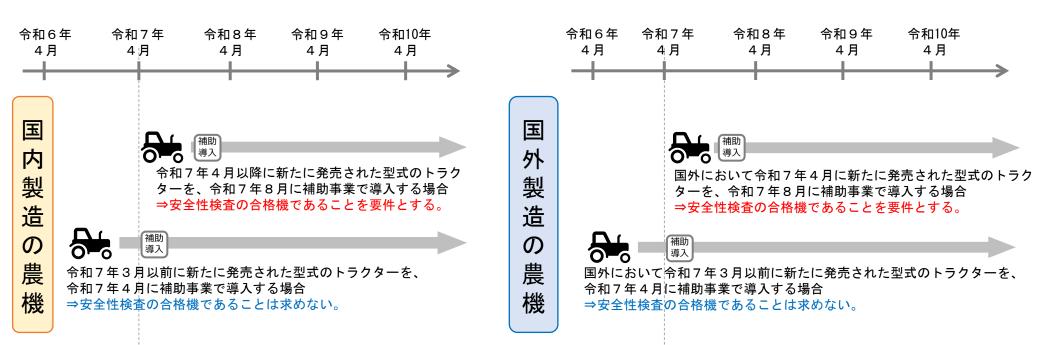




購買行動対応の強化(補助事業等における要件化)

- 〇 第7回農作業安全検討会(令和5年3月)において、2025年(令和7年)基準は、他産業や海外の基準に照らして 農業機械が具備すべき安全性能であることから、農林水産省においても、これを補助事業等の要件とすることを検討。
- 〇 <mark>安全性検査対象機種</mark>(農用トラクター(乗用型・歩行型)、田植機、コンバイン(自脱型)、乾燥機(穀物用循環型))<u>について、令和7年4月以降に新たに発売された型式を補助事業等により導入する場合、安全性検査合格機から選択</u>することを想定。

安全性検査合格要件のイメージ



- 〇 令和4~5年度において、<u>農用運搬車に係る安全性能評価を行うための試験・評価手法を開発</u>し、市販されている代表的な型式として18型式分の製品アセスメントを実施し、結果については、<u>市販機種の安全水準を関係者に広</u>く明らかにするため農水省HPに掲載。
- 今後、安全性検査の対象機種として追加していくことも含め、安全性確保策について農研機構、メーカー等と検討していく予定。
- 令和6年度は、農用高所作業機に係る安全性能評価を行うための試験・評価手法の策定に取組むこととしている。

【供試機が具備するその他の安全性能等についての確認結果事例(安全装備検査2018年基準)】

E IN HAVING S		パーステン (人工及所)人立		1 22.	T/ 4	4														
安全装備検 査2018年基 準安全装備 確認項目 (抜粋)	基準	解説	供試機①	供試機②	供試機③	供試機④	供 試 機 ⑤	供試機⑥	供試機⑦	供 試 機 8	供 試 機 ⑨	供試機⑩	供試機⑪	供試機	供 試 機 ①	供試機	供 試 (15)	供 試 他 ①	供試機⑪	供試機®
1. 可動部の 防護	(1)次の可動部は、作業者に危険を及ぼすおそれのないよう防護されていること。②プーリー、フライホイール、歯車(摩擦伝動装置を含む)、ケーブル、スプロケット、ベルト、チェン、クラッチ、カップリング。⑤その他挟圧又は切断等のおそれがある部分。	12) 走行部①通常の作業位置において作業者が車輪等に巻き込まれないように泥よけ、フートプレート等によって隔てられていること。②タイヤとフェンダーの間隙は50mm以上であること。	要改善	要改善		要改善	要改善		要改善		要改善	要改善			要改善	要改善	要改善		要改善	
3. 安全装置	(1)動力による始動装置又は自動減圧装置付きのリコイルスタータを有する機関を動力源とするもの又は動力の断続に遠心クラッチを用いるものにあっては、原動機の起動時に作用部が作動しない構造であること。ただし、作業者に危険を及ぼすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。		要改善	要改善		要改善			要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善		要改善	要改善
6. 運転操作 装置	(1)かじ取り装置、変速レバー、ブレーキ、クラッチ、スイッチ等の運転・操作装置は、通常の作業位置で安全、かつ容易に操作できるよう配置されていること。また、その装置の有する機能、操作方法等が明確に表示されていること。	2) ④乗用型機械のアクセルレバーは、運転者の前方かつ右側で手が容易に届く範囲にあること。				要改善														

[安全装備検査2018年基準] 安全装備検査は農研機構が実施する農業機械安全性検査の一つ。17個の安全装備確認項目があり、基準と解説から成る [安全装備確認項目] 確認項目は他に「2.PTO軸、動力取入軸及びPTO伝動軸の防護」「4.制動装置」「5.運転席及び作業場所」「7.機体転倒時の運転者保護装置」「8.作業機取付 装置及び連結装置」「9.高温部の防護」「10.突起部及び鋭利な端面等の防護」「11.飛散物の防護」「12.バッテリーの防護」「13.安定性」「14.作業灯」「15.安全標識」「16.取扱性」「17.その他」がある

※1 ここには供試機18型式が明らかに基準に適合していないと考えられた確認項目・基準・解説を一部抜粋して表示している。※2 供試機名及びメーカー名は公表中。

(参考)農業機械の安全性能アセスメント

【令和6年度予算額 20(21)百万円】

く対策のポイント>

より安全な農業機械の普及促進を図るため、新機種における農業機械の安全性能評価を行うための試験・評価手法を確立します。

く事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少

く事業の内容>

農業機械の安全性能評価を行うことで、メーカーに対し安全性の高い農業機械の 開発を促すとともに、農業者が安全性の高い農業機械を選択しやすい環境を整備し、 安全な農業機械の普及促進を図ります。

① 試験手法の確立

令和5年度に実施した新機種に係る事故実態の分析結果を踏まえ、事故発生時 の安全性能評価や事故の発生を未然に防ぐ予防安全性能評価を行うためのデータを 収集し、具体的な試験手法を確立します。

② 評価手法の確立

収集したデータに関して、農業機械の安全性適合範囲の評価基準を作成するなど、 評価手法を確立します。

く事業イメージン

① 試験手法の確立

<事故発生時の安全性能評価>





データ収集

試験手法

の策定

墜落抑止用器具

<予防安全性能評価>





自動停止装置

<事業の流れ>

玉



民間団体等 (研究機関、大学を含む)

② 評価手法の確立











評価基準 の策定

○○性能評価 △△性能評価 ××性能評価

収集したデータ

19

I はじめに

Ⅱ 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1)農業機械の安全性能の強化
 - (2) 安全性検査制度の見直し
 - (3) 法令で定められた対応の徹底

(4) 法令における農業機械の位置づけの確認

- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - (1)農地、農道の安全対策
 - (2) 農業施設等における安全対策

Ⅲ 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - (1) 事故事例に関する研修の充実・強化
 - (2) クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - (1) 農作業安全推進協議会等の設置推進
 - (2) 農業者の積極的な取組紹介の強化

労働安全衛生法令関係

- 「中間とりまとめ」では、現行の労働安全衛生法令において農業機械に個別の規定が設けられていないことから、 事故の発生状況等を分析し、規制上の取り扱いについて確認すべきと整理された。
- 農業の労災事故による死亡者は概ね10人台で推移し、このうち自走可能な農業機械による死亡災害は毎年発生しているなど農業機械の事故実態を踏まえ、現在、厚生労働省において、農業関係者等を参集して農業機械の規制の必要性等を検討する「農業機械の安全対策に関する検討会」が行われているところ。
- 〇 同検討会において、今後、労働安全衛生法令による規制の対象となる農業機械や規制の水準等について、検討が 進められる予定。

農業機械の安全対策に関する検討会 開催要綱(抜粋)

1 趣 旨

農業における労働災害は増加傾向にあり、令和4年の休業4日以上の死傷災害は1,461人となっている。また、死亡災害については、近年、10人程度~20人程度で推移しているものの、労働者 10 万人あたりの死亡者数は全産業計の2倍を上回っている。

死亡災害の内訳を見ると、労働安全衛生法令において規制されていない自走可能な農業機械(以下「車両系農業機械」という。)による災害も毎年発生している状況にある。

また、農業においては、農業経営体数は年々減少しているものの法人経営体数は 着実に増加しており、農業労働者は増加傾向にある。

さらに、農林水産省が開催している「農作業安全検討会」(令和3年2月25日~)の「農作業安全対策の強化に向けて中間とりまとめ」(令和3年5月)では、車両系農業機械や農業機械作業の安全性の確保が指摘されている。

このようなことから、農業における労働災害の減少を図るため、標記検討会を開催し、車両系農業機械に係る安全対策等について検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 車両系農業機械の規制の必要性
- (2) 車両系農業機械の具体的な安全対策
- (3) その他

検討会におけるこれまでの検討経過

第1回(令和6年2月)

- ・農業における労働災害等の状況
- 農業機械の流通状況
- ・今後の議論の進め方等について

第2~4回(令和6年3~6月)

- ・農業機械メーカー、農業法人経営者、農業従事者ヒ アリング
- (農業機械の使用実態、安全対策等)
- ・農研機構における安全性検査制度の概要

第5回(令和6年8月)

- 関係機関の農作業安全に係る取組紹介
- 今後の検討の進め方等

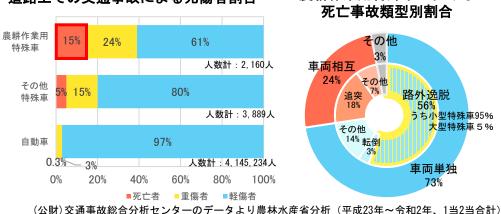
道路運送車両法令(道路交通法令)関係

- 「中間とりまとめ」では、現行の道路運送車両法令について、転落転倒による死亡事故が多く発生している乗用型トラクター(道路運 送車両法施行規則に定める農耕トラクタのうち乗車装置を有するものをいう)の座席ベルトについて設置義務付けの対象とする必要性 を確認すべきと整理された。
- 道路上の事故情報の収集・分析結果について累次の農作業安全検討会において示したとおり、乗用型トラクターへの座席ベルトの装備 と運転中の装着を義務化することが有効と考えられたことから、農林水産省において、農業機械メーカー及び関係団体並びに関係法令を 所管する国土交通省及び警察庁に相談を行い、それぞれの担当部局から「検討の方向性」について概ね理解を得たところ。
- 今後、対象機種、適切な座席ベルト、適用時期等について関係機関と更に調整を行い、次回以降の検討会で具体的に示すこととする。

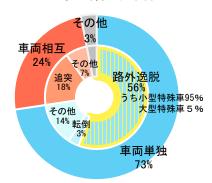
道路上における農耕作業用特殊車の死亡事故の傾向

- 受傷事故に対する死亡事故の割合が15%と他の特殊車(5%)や自 動車(0.3%)に比べて極めて高い。
- 死亡事故の59%は機体が路外逸脱又は転倒したときに発生。ま た、路外逸脱及び転倒による死亡事故は、法定最高速度が時速 15kmの小型特殊車が95%を占めている。
- 路外逸脱又は転倒による死亡事故割合(59%)は、他の特殊車 (21%) や自動車(12%)に比べて極めて高い。
- 道路走行中の機体の転倒・転落を原因とする死亡事故のうち 66%が乗用型トラクターによるもの。

道路上での交通事故による死傷者割合



農耕作業用特殊車における 死亡事故類型別割合



路外逸脱及び転倒による 死者数・割合の比較

	70020	17 11 47 20 72	
死亡事故 類別	農耕作業用 特殊車	農耕作業以外 の特殊車	自動車 全体
路外逸脱及び 転倒死者数	192	37	2, 808
割合	59%	21%	12%
交通事故 死者数	325	176	23, 979

自動車は(公財)交通事故総合分析センターのデータ (平成23 年~令和2年、1当2当合計)及び交通統計(平成23年~令和2年)

検討の方向性

- 乗用型トラクターについては、低速で走行する小型特殊車であって も、転倒・転落の際に運転者を機体の座席に保持する必要があり、運 転中の座席ベルト装着を義務化する目的から、走行速度が低速の車両 も含めて座席ベルトの装備も義務化が必要ではないか。
- 乗用型トラクター本来の目的である作業時に運転者の動作を妨げる ことのないよう、二点式の座席ベルトが望ましいのではないか。
- 以上を踏まえ、乗用型トラクターの座席ベルトに求める技術的な要 件は、関係者間の調整を経て次回以降の検討会で具体的に示すことと する。

道路走行中の機体の転倒・転落 による死亡事故 平成23年~令和2年合計件数

転倒・ 農業機械別 転落 乗用型トラクター 248 (66%) 歩行型トラクター 20 (5%) 48 (13%) 農用運搬車 白脱型コンバイン 22 (6%) 動力防除機 5 (1%) その他 34 (9%) 合計 377

農作業死亡事故調査(厚生労働省の「人口 動態調査」の調査票情報を利用し、農林水 産省が独自集計した結果を基に作成)

(参考) 道路運送車両法令と道路交通法令との関係等

- 道路での運転時における座席ベルトの装着義務化に当たっては、道路運送車両法に基づく保安基準(国土 交通省令)において、車両に対する要件として座席ベルトの装備が規定される必要がある。
- ・ その際、改正後の保安基準は、原則として改正保安基準の適用日以降に生産された新車[※](以下「対象車両」という。)について対象となることから、道路交通法においても当該適用日以降に対象車両を運転する場合に座席ベルトの装着が義務化されることとなる。
- このため、農業者への周知期間を考慮し、農林水産省においては、改正保安基準の適用日を公布日から12年程度の猶予を設けるよう求めていくことを想定している。
- なお、道路交通法に基づく取締りの実効性を担保するため、対象車両であることが現場で判断できるよう車体の製造年月日を車体に明示する等の対応の検討も必要となる。
- ※継続生産車も含む



適用日以降の新車には座席ベルトを装備すること

道路運送車両法 保安基準

- ・対象車両及び座席ベルトの装備
- ・改正保安基準の適用日 等を規定





適用日以降、対象車両を道路 で運転する際は座席ベルトを 装着すること

道路交通法

改正保安基準に基づき装備しなければならないこととされている座席ベルトを装着しないで自動車を運転することの禁止

I はじめに

Ⅱ 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1) 農業機械の安全性能の強化
 - (2) 安全性検査制度の見直し
 - (3) 法令で定められた対応の徹底
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - (1)農地、農道の安全対策
 - (2) 農業施設等における安全対策

Ⅲ 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - (1) 事故事例に関する研修の充実・強化
 - (2) クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - (1) 農作業安全推進協議会等の設置促進
 - (2)農業者の積極的な取組紹介の強化

農業生産基盤整備を行う際の安全配慮の徹底について

- 〇 <u>農業生産基盤における安全性</u>の確保として、<u>「土地改良事業計画設計基準 設計*「農道」(以下「設計基準 『農道』」という。)」</u>について、農作業の安全性向上の視点を踏まえた改定を実施(食料・農業・農村政策審 議会農業農村振興整備部会 技術小委員会での検討を経て、令和6年3月に改定)し、各地方農政局に対して改 定された旨を通知するとももに、省HPにも掲載。
- 〇 「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」について、より一層の農作業安全対策の視点を盛り込んだ改 定を実施(令和2年策定、令和5年3月改定)。
- ※ 国営土地改良事業の実施に当たり、設計を行う際に遵守しなければならない基本的な事項等を定めたもの

設計基準「農道」の改定案(農作業安全に関する主な部分)

- (1) 大型化した農業機械の通行が想定できる場合や交通安全上好ま しくない場合は、路肩幅員を標準値*から縮小しないことを基本 とする旨を追記
 - ※ 周辺地域の特性等の理由により必ずしも標準値とすることが地域住民 等の意向に合致しない区間において縮小できる特例値を設けている

表-852 路肩の幅	

(単位:m)

	歩道等を設けない場合							歩道等を設ける場合						
車道幅員	一角	ひ部 (橋梁部 トンネル部		ネル部	部 一般部		橋梁部		トンネル部				
	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例		
6. 5 m	1.0	0.5	0.75	0.5	0.5	_	0.5	0	0.5	0. 25	0.5	0. 25		
6. 0 m	0.75	0.5	0.75	0.5	0.5	_	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25		
5. 5 m	0.75	0.5	0.75	0.5	0.5	_	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25		
5.0m 以下	0.5	0.25	0.5	0.25	0.5	0.25	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25		

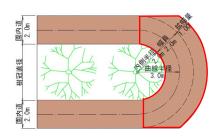
- 注1) 特例とは、地形の状況、周辺地域の特性、経済性等の理由により必ずしも標準値とすることが地域住民等の意向に合致しない区間において適用する場合で、この欄に掲げる値まで縮小することができる。
- 2) 歩道等とは、歩道、自転車道及び自転車歩行者道のことをいう。
- 3) 橋梁部とは、延長50m以上の橋梁又は高架の道路をいう。
- 4) 1)の条件下においても、大型農業機械の通行が想定される場合や交通安全上好ましくない場合は、特例値 の0.25mを使用しないことを基本とする。
- 5) 歩道等を設ける場合の一般部の特例値 Omについては、区画線の設置を考慮し0.25mを確保することが望ましい。
- (2)登坂部を設けてほ場との段差をなくし、 ほ場進入時の転倒・転落防止、作業効 率向上に寄与する農道ターン方式につ いて追記



農道ターン方式の機能を有する農道

「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」 の改定内容(農作業安全に関する主な部分)

- (1)スマート農業、農機の大型化等に対応した農地整備を行う際に 参考とする留意点をまとめた「自動走行農機等注)に対応した農 地整備の手引き」を令和5年3月に改定
 - 注) 自動走行農機等は、自動走行農機、大型化した農業機械、ドローンなど営農作業において使用者が操作する農業機械等を表す。
- (2) 傾斜部における農業機械作業の安全性等を考慮した農道を配置
- 例) 園内道においてスピードスプレイヤーの旋回時に発生する軌跡のふくら みを考慮した幅員を設けることで農業機械の転落・転倒を防止



安全な旋回のための曲線半径の拡幅



安全に旋回できるよう整備された旋回部

農作業安全対策の強化に向けて 中間とりまとめ (令和3年5月 農作業安全検討会)

I はじめに

Ⅱ 農作業環境の安全対策の強化

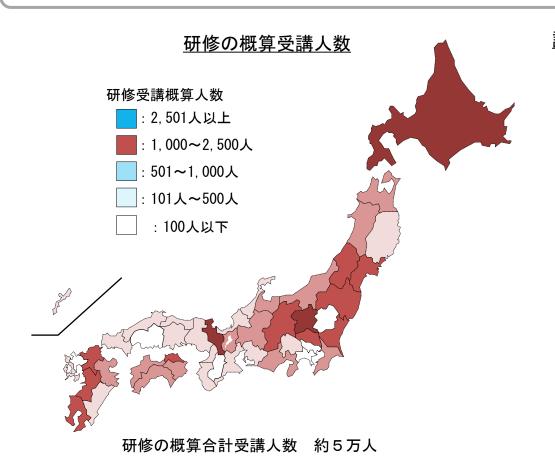
- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1)農業機械の安全性能の強化
 - (2) 安全性検査制度の見直し
 - (3) 法令で定められた対応の徹底
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - (1)農地、農道の安全対策
 - (2) 農業施設等における安全対策

Ⅲ 農業者の安全意識の向上

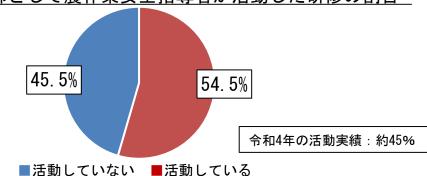
- 1 研修体制の強化
 - (1)事故事例に関する研修の充実・強化
 - (2) クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - (1) 農作業安全推進協議会等の設置促進
 - (2)農業者の積極的な取組紹介の強化

研修体制の強化(研修の実施状況と農作業安全に関する指導者の育成)

- 〇令和5年は基礎研修と実践研修の概算合計受講人数は約5万人(令和4年は約47,000人が受講)。
- 〇令和6年2月現在、全国に約5,300名の「農作業安全に関する指導者」が育成されているが、地域で実施されている研修の約55%でしか活動できていない状況。



講師として農作業安全指導者が活動した研修の割合[※]



※開催を予定している研修(農作業安全指導者以外、講師が未定のものを含む)のうち農作業安全に関する指導者の活動割合を表す。

農作業安全に関する指導者の人数

都道府県、市町村	2,449
農業者団体	1,559
農業機械メーカー、販売店	616
農業機械士	148
労働安全衛生コンサルタント	122
指導農業士·農業経営士等	82
その他(GAP指導員等)	311
合計(人)	5,287

注) 令和6年2月現在

- 県内、地域内の研修等をリスト化した「研修会リスト」の作成と「農作業安全に関する指導者リスト」の整備を行 い、関係機関での共有を進めることで農作業安全に関する指導者の活用を促し、正しい知識の提供・より質の高い研 修実施を推進。
- また、過去の都道府県別の農作業事故死亡者数と都道府県の農作業安全研修の実施状況について分析すると、より 多くの農業者に対して研修を実施した都道府県の方が平均死亡者数の減少が大きくなっている。
- 農作業死亡事故者数の減少には、農作業安全に関する研修の実施強化が重要であると考えられる。

指導者が行う基礎研修の拡大方策

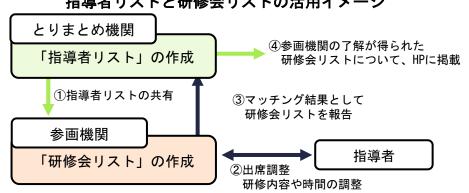
指導者が行う基礎研修の拡大に向け、

都道府県のとりまとめ機関による協議会内の「指導者リスト (名簿等) | の作成・共有

を行い、参画機関による指導者とのマッチングを推進。

また、協議会参画機関による農作業安全に関する内容を盛り込 むことができる「研修会リスト(「十安全」の会議を含 む。) 」**の作成・報告**を基に「研修会リスト」のうち、広く参 加者を募集できるなど主催者の了解が得られたものは、とりま とめ機関のホームページ等での周知を推進。

指導者リストと研修会リストの活用イメージ



研修による効果の分析

- 平成29年から令和4年の都道府県の平均農作業事故死亡者 の減少人数は「平均1.4人」であった。
- 令和4年の研修対象人数が100~500人の都道府県では減少 人数が「平均1.1人」である一方、2,000人を超える都道府 県の減少人数は「平均2.6人」となっており、減少人数に 差が見られた。

農作業安全に関する研修の実施が 死亡事故予防に有効と考えられる

農作業安全に関する研修対象人数と死亡者の減少人数

	研修対象	人数/人	都道府県平均
	2,000人以上 (5道県)	100~500人 (16県)	(47都道府県)
農作業事故死亡者 の減少人数	2. 6人	1.1人	1.4人

- ※農作業事故死亡者の減少人数は平成29年と令和4年の値を比較して算出。
- ※研修対象人数は、令和4年実績を基に計算。
- ※研修対象人数100人以下の都道府県については、適正な集計がされていない可能性を考慮し、計算から排除して分析。

研修体制の強化(令和6年度の農作業安全対策の推進方針)

<重点推進テーマ> 学ぼう!正しい安全知識 ~機械作業の安全対策と熱中症の予防策~

<強化期間> 熱中症対策研修実施強化期間:令和6年5月1日~7月31日(3ヶ月間)

農作業安全研修実施強化期間:令和6年12月1日~令和7年2月28日(3ヶ月間)

<推進目標> 全ての都道府県域において研修実施回数を令和5年度よりも増加

主な取組内容

重点推進テーマに基づいた推進活動

- 〇 強化期間において、「農作業安全に関する指導者」が中心となって<u>農業機械作業の安全対策と熱中症の予防策</u> <u>の研修・講習等を行う</u>ことを重点的に推進する。
- 〇 研修・講習等については、単独で開催するだけでなく、<u>既存の会議等に農作業安全の要素を付加</u>することで、 正しい知識の提供を行う取組も積極的に推進する。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	熱中症対	対策研修実施	強化期間					農作業安	全研修実施	強化期間	

その他の取組

- ① 広報誌やSNSを活用した注意喚起の実施
- ② 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 労災保険特別加入の促進
- ⑤ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAP の周知・実践
- ⑥ 農作業事故情報の収集と報告の徹底

- 〇 近年の温暖化の影響により、農作業死亡事故における<mark>熱中症による死亡者の割合は増加傾向</mark>にあり、令和4年の機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が29人(12.2%)と最も多く、熱中症対策の強化が急務。
- 〇 このため、<u>初夏(5~7月)を熱中症対策研修実施強化期間として設定</u>し、暑さが本格化する前から研修の実施 や注意喚起による熱中症対策の徹底を図る。

熱中症対策の推進

・ 「熱中症対策研修実施強化期間」において以下を実施した。

1. 熱中症対策に係る研修

全ての農業者を対象とし、熱中症に係る単独研修に加え、 各研修等に熱中症対策に係る研修を追加するなど、「+熱中 症対策」による研修を実施。

具体的には、農林水産省が作成する研修コンテンツ等を活用し、冷却ドリンクやファン付きウェアなどの「熱中症対策アイテム」の活用方法や、チェックシートによる自己点検方法の周知の実施を推進。





農林水産省作成 熱中症対策に係る啓発資料 (熱中症対策研修テキスト)

2. 熱中症対策に係る 注意喚起

地域で作成している広報誌 や新聞、行政SNS、農林水産省 が配布している熱中症対策ス テッカー等を用いた注意喚起 を実施。



熱中症対策ステッカー

農林水産省つくば館における研修

- 農林水産研修所において 熱中症対策等に関するオ ンライン研修を実施。
- 令和6年度は研修を2回 実施。

研修内容(令和5年実績)

研修項目	内容
農作業における熱中症の発 生状況と対策について	熱中症の発生状況と現状の取組(熱中症アラートと連動している MAFF アプリの活用等)
効果的な水分補給について	健康で過ごすための睡眠・栄養・水分補給についてトピックスとして深部体温に着目し解説
今年の夏の天候見通し	気象庁の中・長期予報による今年の夏の天候に ついて解説
熱中症の予防と救命のため の身体冷却法	熱中症の4つの病型とその発症メカニズム、予防 法、応急処置

研修体制の強化(農作業安全研修実施強化期間の設定)

- 〇 農業者が研修を受講しやすい<u>農閑期(12月~2月)を農作業安全研修実施強化期間として設定</u>し、農作業安全に 関する指導者を活用した研修を実施する(実施時期は都道府県や地域毎に変更可)。
- 〇 「農作業安全研修実施強化期間」では、最大の事故要因である農業機械事故の安全知識の向上を主なテーマとし て、農林水産省作成のコンテンツを使用した30分程度の「基礎研修」の実施を基本とし、必要に応じて農業機械の 操作方法についての研修(実践研修)を農作業安全に関する指導者を活用して実施する。

基礎研修

全ての農家を対象とした、共通して身につけておく必要のある知識を習得するための研修であり、農林水産省が提示している研修コンテンツ等を活用した、現場の実状に即した農作業安全に係る知識の習得を図るもの。

参考:令和5年基礎研修用資材





実践研修

基礎研修の受講者相当の知識を有する農業者を対象とした研修。研修参加者が自発的に農作業安全目標を作成し取り組むように促す対話型研修に加え、農業機械の実技演習やほ場の危険個所のマーキングなど、より実践的な知識や技能の習得を図るもの。

実践研修のイメージ(1)

対話型研修

実際の事故事例や改善事例を参考に、研修担当者と対話を行い、安全対策のアイデアを出しながら農作業安全対策目標を策定することで、研修参加者が自発的に農作業安全目標を作成し取り組むように促す研修。



対話型研修実施の 様子

なお、本研修の手法習得のための研修はつくば館で実施中。

実践研修のイメージ②

農業機械の適切な操作方法に係る研修

実際の乗用型農業機械(乗用型トラクター、コンバイン、スピードスプレヤーなど)を利用した農業機械の転落・転倒を防止する観点から操作方法を実技形式で指導する研修。

- ・ ほ場への適切な進入方法・退出方法
- ・ ほ場際での作業方法
- ・ 農道の安全な走行方法など…



ほ場への進入時 退出時の操作方法の 講習イメージ

- 農林水産省では、令和6~8年度の試行実施を経て、全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減 の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとし、これにより、農林水産省の補助金な どの交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。
- 「農業経営体向け」のチェックシートでは、チェック項目として、「正しい知識に基づく作業安全に努める」こ とを求めており、解説書では取組み例として、「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正し い知識の習得に努めることとした。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

○ 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、 支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。

<各種支援> 機械導入





各種支援に当たり、 環境負荷低減の最低限の取組を要件化 (=クロスコンプライアンス)

環境にやさいく 生産性も高い農業へ! 新たな環境負荷を生じさせないよう配慮

	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
16		みどりの食料システム戦略の理解	
17)		関係法令の遵守	
18		農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	
19		正しい知識に基づく作業安全に努める	

最低限	行うべき	・取組	(何

肥料・農薬の使用状況の記録・保存

使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の 使用量の低減につなげる

作物の生育や土壌養分に応じた施肥

- 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減に つなげる
- 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止
- 周辺環境への影響を最低限にする
- 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存
- 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

チェックシートのひな形(抜粋)

⑨正しい知識に基づく作業安全に努める

- ・「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努め る。
- ・正しい知識に基づく作業方法の改善や機械器具の操作に努める。

チェックシートの解説書(抜粋)

(参考) 持続的生産強化対策事業のうち

農作業安全総合対策推進

【令和6年度予算概算決定額 25(23)百万円】

く対策のポイント>

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、熱中症対策の啓発資材の作成・普及及び農作業安全に係る研修資料の作成を行います。

<事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少

く事業の内容>

1. 熱中症対策の啓発資料の作成・普及

農作業における熱中症対策のため、熱中症対策アイテム・MAFFアプリの活用、 声かけ運動等を啓発したパンフレット、事例集を作成し、研修会・セミナーの開催に より効果的な啓発・普及を図ります。

2. 農業機械の追突事故防止対策の普及

乗用型トラクターの交通事故の発生抑制及び被害軽減のため、追突事故防止 に活用される反射板等に係る実証等を通じて効果的な追突防止対策の普及を図 ります。

3. 営農類型別の研修資料の作成

農作業安全に係る研修を効果的に行うため、営農類型別に農作業安全のため の普及啓発資料を作成します。

4. 農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援

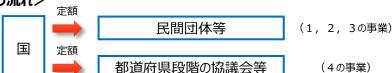
都道府県段階の推進協議会等による研修の実施を支援します。

(関連事業) 農業機械の安全性能アセスメント

20(21) 百万円

農業機械の安全性能評価に係る試験・評価手法の確立に向けて、新機種にお ける事故発生時の安全性能評価等を行うためのデータを収集し、農業機械の安全 性適合範囲の評価基準を作成します。

<事業の流れ>



く事業イメージン

1. 熱中症対策の啓発資料の作成・普及

①熱中症対策の啓発資料の作成・普及



②農業機械の追突事故防止対策の普及



夜間における後方からの視認性に係る 実証等を行い、事故防止効果を検証

③営農類型別の研修資料の作成



営農類型別に農作業安全対策を とりまとめ、啓発資料を作成

(関連事業)農業機械の安全性能アセスメント

① 試験手法の確立

<事故発生時の安全性能評価>



墜落抑止用器具



非常停止装置

転倒角試験



データ収集



試験手法 の策定

評価手法の確立





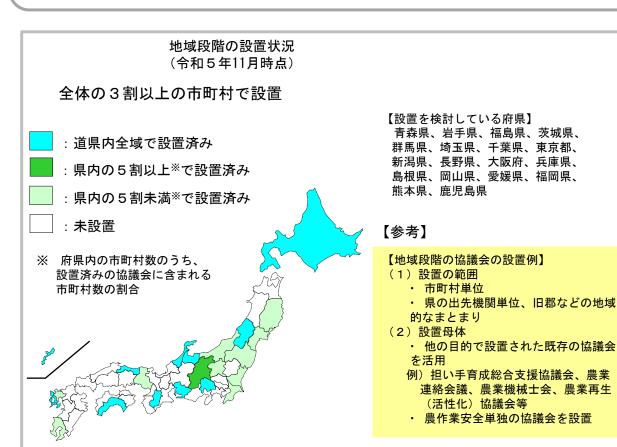
自動停止装置



「お問い合わせ先」農産局技術普及課(03-6744-2111)

<予防安全性能評価>

- 〇 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方策を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 〇 <u>道県内全域で地域段階の協議会が設置されている</u>都道府県の数は、令和4年10月時点で8道県であったのが、令和 5年11月の調査結果では、11道県に増加(山梨県、長崎県、沖縄県で新たに設置)。
- 死亡事故が多く発生している県でも設置が遅れている地域があることから、引き続き、設置の促進を図る必要。



都道府県別農作業事故死亡者数

兵 庫

奈 良 和歌山

鳥取

島根

岡山

都道府県名	4年
北海道	13
青 森	8
岩 手	14
宮城	10
秋 田	6
山 形	-
福島	-
茨城	6
栃 木	6
群 馬 埼 玉 千 葉	6
埼 玉	7
	4
東京	-
神奈川	-
山梨	-
長 野	12
静岡	5
新 潟	8
富山	-
石 川	-
福井	-
岐阜	7
愛知	5
三 重	-
滋 賀	-
京 都	-

広 島	8	
	4	
徳島	-	
香川	4	
愛 媛 高 知	5	
高 知	-	
福岡	5	
佐 賀	-	
長 崎	6	
熊本	10	
大 分	8	
宮崎	6	
鹿児島	16	
沖 縄	-	
全国計	238	
注: 1 令和4年より東京都も本調査の対象とした。 2 事故者数が0~3人の都道府県は「一」で示している。 3 本調査結果は、厚生労働省の人口動態調査・死亡個票		

2 事故者数が0~3人の都追府県は「-」で示している。 3 本調査結果は、厚生労働省の人口動態調査・死亡個票等によるものであり、各都道府県が独自に実施している事故調査の結果とは異なる場合がある。